

# 説明資料 1

## (利用・提供する事務編)

### 目次

1	これまでの経過と本人確認情報の利用拡大の必要性	1
2	住基ネットの本県における利用状況	2
3	条例により住基ネットを利用する事務の考え方	2
4	利用事務の拡大による効果	3
5	条例案骨子	4
6	利用・提供する事務	
	・ 住民の利便の増進に資する事務	5
	・ 行政の効率化を図る事務	9
	・ 災害時における事務	12
7	周知計画	12

## 1 これまでの経過と本人確認情報の利用拡大の必要性

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）による本人確認情報（氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード及びこれらの異動情報）の利用・提供については、本県においては、千葉県個人情報保護条例に基づく「住民基本台帳法に基づくオンライン結合について」の答申を踏まえ、平成14年8月から開始され、平成15年8月からは、市町村において住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カードの発行等が行われているところである。

以来、住基ネットは安定的に稼働し、本県においては、住民基本台帳法に規定された旅券法に基づく事務、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事務等を中心に年間約27万件利用され、住民サービスの向上及び行政運営の効率化に一定の成果を挙げている。

この間、住基ネットにおけるプライバシー侵害の観点からの住民訴訟が千葉県を被告としたものも含め全国的に提起されてきた状況に鑑み、本県においては個人情報の取扱いについて慎重に対応する立場から、これまで条例に基づく本人確認情報の利用を行ってこなかったところである。

しかしながら、全国でこれまで提起された住基ネット差止訴訟（59件）が、平成23年5月10日の札幌訴訟における最高裁判決で全て行政側勝訴が確定したこともあり、平成23年度末現在、全国的にも37都道府県で条例に基づく利用が行われているという状況に至っている。

また、人口減少や高齢化の進展、地方公共団体の厳しい財政運営状況を考慮すると、一層の行政運営の効率化や行政資源の活用を追求していくことは不可欠であり、また、本県においても、平成23年9月定例県議会において、税金の滞納対策に関し「住基ネットの活用を促す国の動きがある中で、今後の県の活用についてどのように考えているのか」との質問に対し、「県税の住所確認業務に有効な手段であることから今後活用していきたい、福祉など税以外の分野も含め全庁的に検討していく」旨答弁を行ったところである。

こうしたことから、本県においても、住基ネットを活用した更なる住民の利便性の向上や行政運営の効率化、住基ネットという行政資源の有効活用に積極的に取り組むため、住民に住民票の写し等の添付を求めている事務や職権により住民票の写し等を取得している事務を対象に住基ネット利用の適否について全庁的な検討・とりまとめを行い、条例に基づく本人確認情報の利用拡大を図るべく、今回の諮問に至ったものである。

### ○住基ネットに係る経過

年月	住基ネットの状況	訴訟の状況
平成11年8月	住民基本台帳法改正【住基ネットの構築等を目的とする改正】	
平成14年7月	千葉県個人情報保護条例に基づく住基ネットのオンライン結合の諮問・答申	
8月	1次稼働 ・住民票コードの記載開始 ・市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知 など	
11月		住基ネット差止訴訟提訴（千葉地裁）
平成15年8月	2次稼働 ・住民票の写しの広域交付 ・住民基本台帳カードの交付 など	
平成17年4月	恩給法等による年金の給付事務等で利用開始【住基法改正による】	
平成18年3月		千葉地裁判決（行政側勝訴）
4月	特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の設立認証等で利用開始【住基法改正による】	
平成19年10月		東京高裁判決（行政側勝訴）
平成20年3月		最高裁判決（行政側勝訴）
平成23年5月		札幌訴訟で上告棄却（全て行政側勝訴が確定）

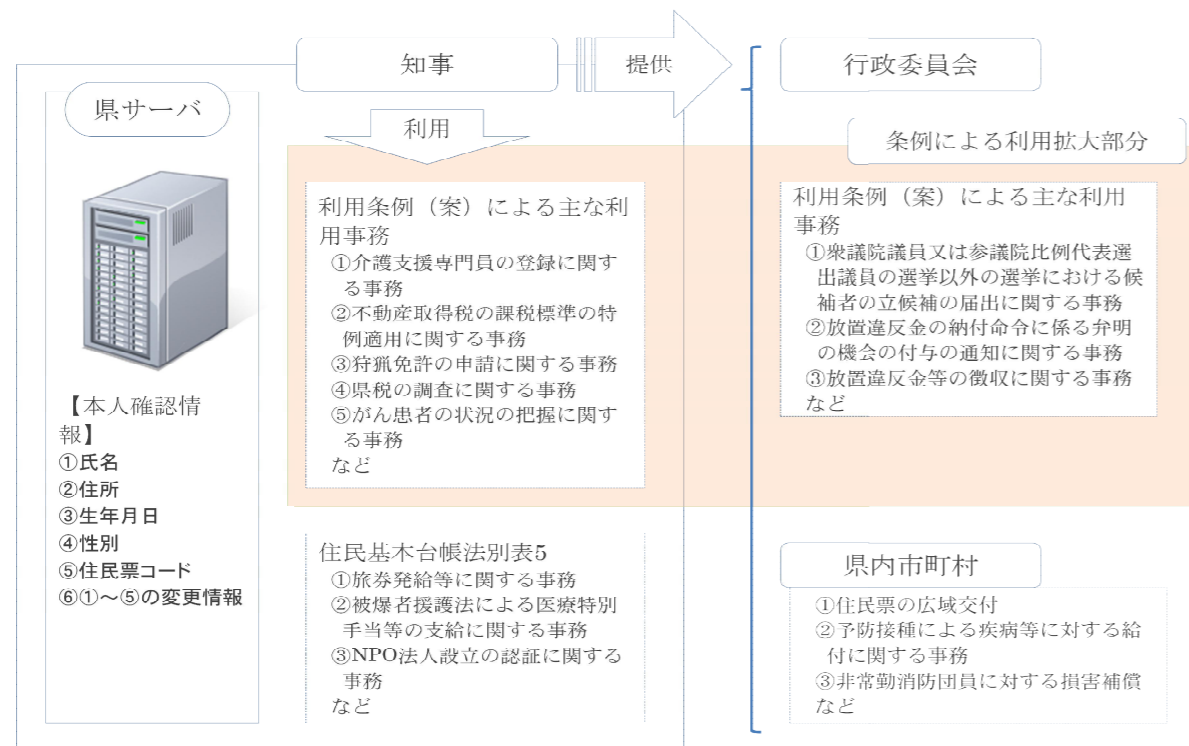
## 2 住基ネットの本県における利用状況

- 端末機設置台数：37 台（市町村課、各旅券事務所、各地域振興事務所等へ設置）
- 操作者識別カード発行数：109 枚

・住民基本台帳法に基づき、本県で実際に利用している事務（平成 22 年度実績）

	事務名	担当課	利用件数
1	旅券法に関する事務	国際課（旅券事務所等）	242,202
2	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事務	健康福祉指導課	29,142
3	特定非営利活動促進法に関する事務	県民交流・文化課	591
4	通訳案内士法に関する事務	観光課	92
5	恩給法に関する事務	総務ワークステーション	10
合計			272,037

### ○住基ネットの利用拡大のイメージ



## 3 条例により住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務の考え方

条例により住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務は、住民の利便の増進に資する事務、行政の効率化を図る事務及び災害時における事務の三分類とし、それぞれ以下の事項に該当する事務とする。（合計 92 事務）

### 1. 住民の利便の増進に資する事務（52 事務）

- 各種の申請・届出等において県民に住民票の添付を求めている事務で、住基ネットの本人確認情報により代替できること。
- 適切な費用対効果を見込めること（原則新規の端末の設置が不要なこと。端末の設置が必要な場合には、旅券事務並みの年間約 3,000 件の利用見込みがあること。）。

### 2. 行政の効率化を図る事務（39 事務）

- 住民票を公用請求している事務で、住基ネットの本人確認情報により住民票の代替をするのに広く県民の理解の得られる事務であること。
- 適切な費用対効果を見込めること。

### 3. 災害時における事務（1 事務）

- 住民基本台帳を消失した等の災害時において住基ネットの利用の必要な事務であること。

### （参考）利用事務選定の経過

#### ○事務調査

(1)各種申請・届出等において住民票の添付を求めている事務（法定事務を除く。）、県民の現住所等の確認のために市町村に住民票を公用請求している事務について実態調査（平成 23 年 11 月）

○申請・届出等で住民票等の添付を求めている事務 225 事務  
（法令に基づく事務 145, 条例等に基づく事務 80）

○市町村に住民票等を公用請求している事務 107 事務  
（法令に基づく事務 50, 条例等に基づく事務 57）

合計 332 事務

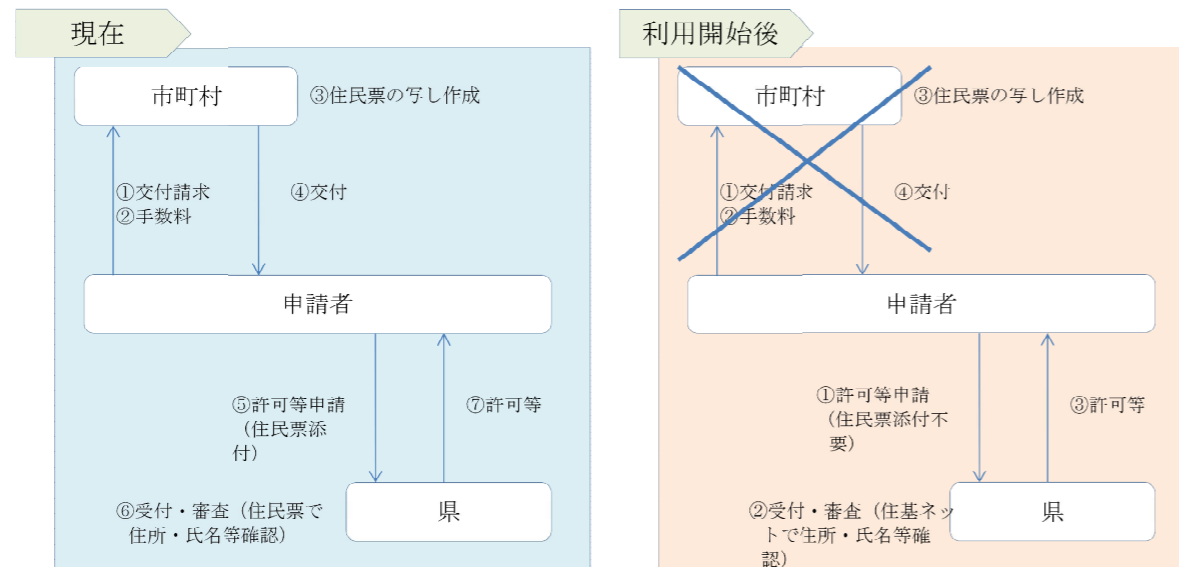
(2)実態調査で把握した事務のうち、住基ネットの本人確認情報で代替できる可能性がある事務（187 事務）について追加調査（平成 23 年 12 月）

(3)関係課との調整（平成 24 年 1～3 月）

## 4 利用事務の拡大による効果

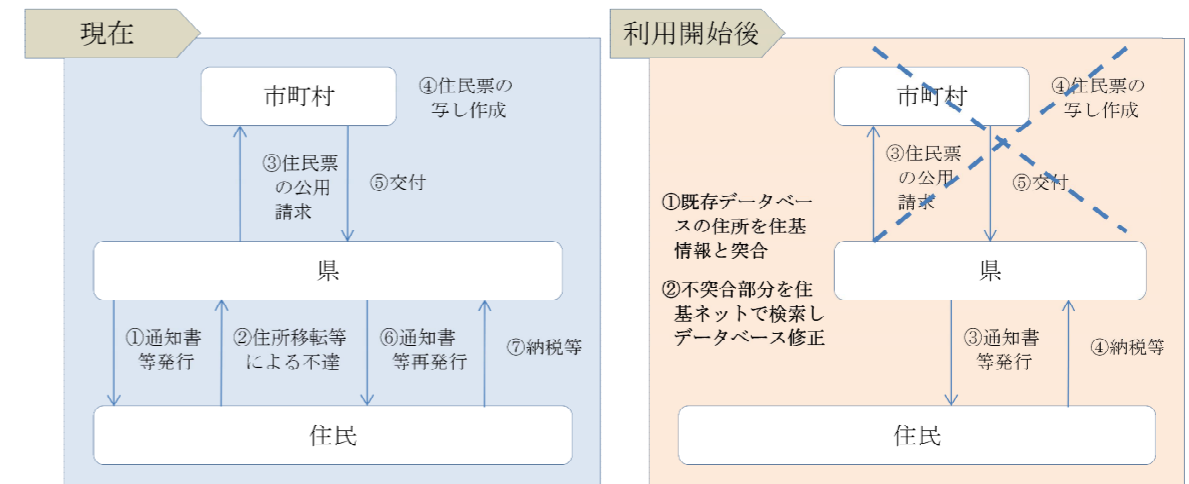
### ①住民の利便の増進（住民にとってのメリット）

- 各種申請の際に住民票が添付不要になることにより、住民票の交付を受けるための市町村役場への移動の時間・労力の軽減、住民票の写しの交付手数料等の経済的負担の軽減が見込まれる。
- 今回の利用事務の拡大では、52 事務で年間約 5300 件の住民票添付省略が見込まれる。（平成 22 年度事務処理実績ベース）



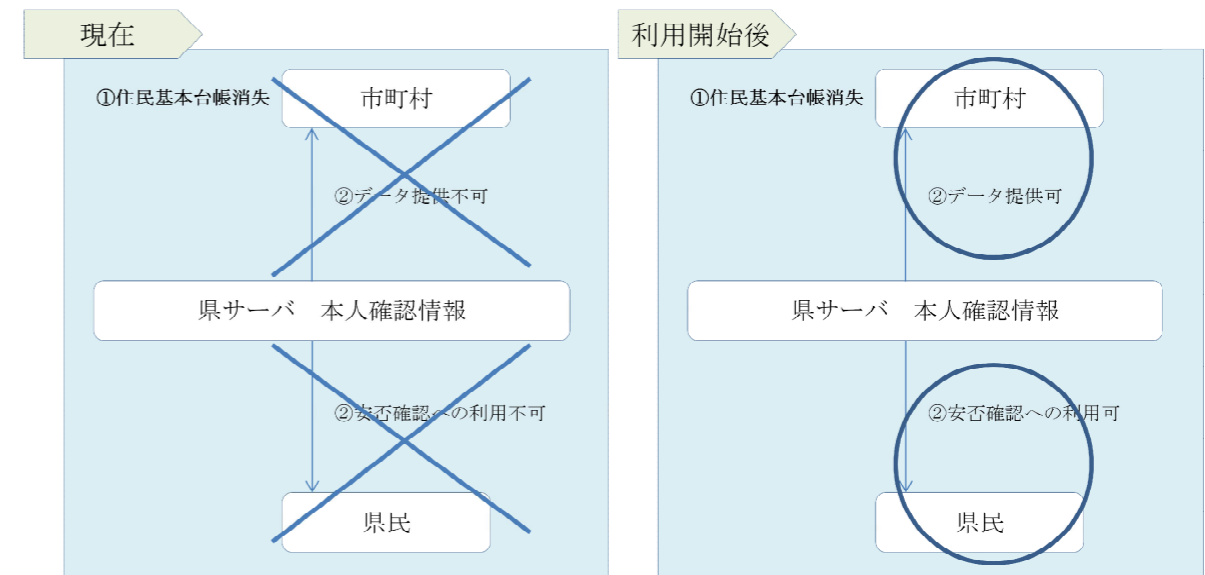
### ②行政の効率化（県や市町村にとってのメリット）

- 例えば、納税通知書を発行する前に、あらかじめ住所確認を行うことにより、賦課徴収の遅れの改善や住所地調査等の効率化が見込まれる。
- 公用請求による住民票の発行が不要なることにより、公用請求に係る県職員の人件費、旅費、郵送費等の軽減、市町村において住民票の写しの発行事務が減少することによる人件費等の軽減などが見込まれる。
- 今回の利用事務の拡大では、39 事務の各種データベース（約 117000 件）での活用が見込まれる。



### ③ 災害時における活用

- 市町村において住民基本台帳を消失した等の東日本大震災のような災害時において、住民基本台帳の復旧や県民の安否確認に活用することが可能となる。



## 5 条例案骨子

### 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（仮称）案骨子

#### 第1 趣旨

この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の7第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 本人確認情報の利用に係る事務

法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務として48事務を別表第1に定めるものとする。

#### 第3 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務

法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び提供に係る事務として7事務を、別表第2に定めるものとする。

#### 第4 知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法

法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 1 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法
- 2 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを知事以外の執行機関に送付する方法

#### 第5 本人確認情報の利用及び提供の状況の公表

知事は、毎年度一回、保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

#### 第6 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

#### 第7 施行日

この条例は、平成25年4月1日から施行するものとする。



## 6 利用・提供する事務

### ◆ 住民の利便の増進に資する事務 (52 事務)

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課 (所) 等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	特別徴収義務者の登録又は登録内容の変更に関する事務	軽油引取税の特別徴収義務者としての登録(変更)を申請し、内容を審査して登録原簿に登録する	特別徴収義務者の登録又は登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	地方税法	144 条の 15	県税条例施行規則	49 条の 11 2 項	一部の県税事務所(千葉西、松戸、佐倉、香取、茂原、木更津)	0	0	36
2	免税軽油使用者証の交付申請に関する事務	免税軽油使用者証の交付を受けようとする者が交付の申請を行い、当該使用者証を交付する	免税軽油使用者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	地方税法	144 条の 21 2 項	県税事務処理提要		すべての県税事務所	3102	55	36
3	自動車税及び自動車取得税の減免に関する事務	自動車税及び自動車取得税の障害者減免適用を申請し、要件に該当するか確認する	自動車税及び自動車取得税の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	県税条例	80 条 1 項	県税条例施行規則	61 条 1 項 1 号	各県税事務所等(16 か所)	500	500	36
4	不動産取得税の課税標準の特例の適用に関する事務	不動産取得税の中古住宅に係る特例控除の適用をする場合にその旨申告し、該当するか審査する	特例の適用があるべき旨の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答	地方税法	73 条の 14 3 項	県税条例施行規則	30 条 1 項 1 号	各県税事務所(13 か所)	728	728	36
5	恩給の請求に関する事務	千葉県恩給条例が適用される者から恩給の請求があったときは、請求内容を審査し、裁定する	給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答	千葉県恩給条例	34 条, 34 条の 35 条	千葉県恩給条例施行規則	8 条	総務ワークステーション	0	0	34
6	恩給の給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に関する事務	恩給受給者が受給権消滅事由に該当したときに、その旨を県に届けて、その事実を確認する	給付を受ける権利のに係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査	千葉県恩給条例	13 条	恩給条例(恩給条例施行規則 22 条の 2)	9 条	総務ワークステーション	1	1	34
7	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付に関する事務	先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を申請し、審査して当該受給者証を交付する	交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱	8 条	千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱	8 条	健康福祉部疾病対策課保健所	140	10	2
8	介護支援専門員の登録に関する事務	介護支援専門員実務研修を修了した者は登録の申請を行う必要があり、審査して登録簿に登録する	登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	介護保険法	69 条の 2 1 項			健康福祉部保険指導課	1204	1204	9
9	介護支援専門員証の交付の申請に関する事務	介護支援専門員の登録者は介護支援専門員証の交付を受ける必要があり、交付の申請を行って、審査し交付する	交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	介護保険法	69 条の 7 1 項			健康福祉部保険指導課	1208	1208	1
10	介護支援専門員の登録事項の変更の届出に関する事務	介護支援専門員の登録者は、登録事項に変更があった場合は届け出る必要があり、届出に基づいて登録事項を変更する	登録に係る事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	介護保険法	69 条の 4			健康福祉部保険指導課	413	413	9
11	薬事法の配置従事者の身分証明書交付に関する事務	医薬品配置販売業に従事する配置従業者から申請があった場合に、身分証明書を交付する	交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	薬事法	33 条 1 項	薬事法施行規則	152 条	薬務課	220	220	4
12	薬事法の配置従事者身分証明書の書換え交付に関する事務	医薬品配置販売業に従事する配置従業者の身分証明書の記載事項に変更があった場合に、申請に基づいて書換え交付を行う	書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	薬事法	33 条 1 項	薬事法施行規則	152 条	薬務課	23	23	4
13	浄化槽保守点検業者の登録に関する事務	県内で浄化槽保守点検業を営もうとする者は知事の登録を受ける必要があり、申請に基づいて登録簿に登録する	登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	3 条 1 項	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	2 条 4 項 3 号	水質保全課 地域振興事務所 10 か所	20	20	13
14	浄化槽保守点検業者の届出に関する事務	浄化槽保守点検業者が登録事項に変更があった場合には届出を行うことが必要であり、届出に基づいて登録簿に登録する	登録に係る事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	7 条	千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	5 条 2 項 1 号	水質保全課 地域振興事務所 10 か所	20	20	13

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
15	狩猟免許の申請に関する事務	狩猟を行おうとする者は免許の申請を行い、知事の実施する狩猟免許試験を受けて免許を取得する必要がある	免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	41 条	なし		自然保護課	400	400	4
16	狩猟免許の記載事項の変更の届出に関する事務	狩猟免許を受けた者が住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づいて狩猟免許に変更事項を記載する	狩猟免許の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	46 条 1 項	なし		自然保護課 地域振興事務所	50	50	1
17	狩猟者登録の変更の届出に関する事務	狩猟者登録を受けた者の住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づき登録証へ変更内容を記載する	狩猟者登録の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	61 条 4 項	なし		自然保護課 地域振興事務所	20	20	9
18	捕獲等又は採取等の許可証の交付を受けた者の変更の届出に関する事務	捕獲等の許可証の交付を受けた者の住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づき許可証へ変更内容を記載する	捕獲等又は採取等の許可証の交付を受けた者の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	7 条 11 項	なし		自然保護課 地域振興事務所	10	10	3
19	捕獲等又は採取等の許可証の交付を受けた法人の従事者証の変更の届出に関する事務	捕獲等の許可証に係る従業者証の住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づき従業者証へ変更内容を記載する	捕獲等又は採取等の許可証の交付を受けた法人の従事者証の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	7 条 12 項	なし		自然保護課 地域振興事務所	10	10	3
20	対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認証の交付を受けた者の変更の届出に関する事務	捕獲等の承認証の住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づき承認証へ変更内容を記載する	対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認証の交付を受けた者の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	11 条の 2 9 項	なし		自然保護課	0	0	1
21	指定猟法許可証の交付を受けた者の変更の届出に関する事務	指定猟法許可証の住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づき承認証へ変更内容を記載する	指定猟法許可証の交付を受けた者の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	15 条 6 項	なし		自然保護課 地域振興事務所	10	10	2
22	特定猟具使用制限区域における鳥獣の捕獲等の承認証の交付を受けた者の変更の届出に関する事務	特定猟具使用制限区域に係る承認証の住所等に変更が生じたときは届出をする必要があり、届出に基づき承認証へ変更内容を記載する	特定猟具使用制限区域における鳥獣の捕獲等の承認証の交付を受けた者の変更の届出に係る事実についての審査	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	42 条 5 項	なし		自然保護課	0	0	1
23	産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者の指定に関する事務	産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者の指定は、指定の申請を行う必要があり、審査を行って指定証を交付する	指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	9 条 2 号	廃棄物の処理及び清掃に関する施行細則	11 条 2 項	廃棄物指導課	0	0	1
24	産業廃棄物処分業の許可を要しない者の指定に関する事務	産業廃棄物処分業の許可を要しない者の指定は、指定の申請を行う必要があり、審査を行って指定証を交付する	指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	10 条の 3 2 号	廃棄物の処理及び清掃に関する施行細則	11 条 2 項	廃棄物指導課	0	0	1
25	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の特定事業の許可に関する事務	特定事業を行おうとする者は許可を受け、申請に基づいて審査を行い許可する	許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	11 条	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則	4 条 2 項	廃棄物指導課	20	1	1
26	廃棄物再生事業者の登録の変更の届出に関する事務	廃棄物再生事業者の登録を受けた者が住所等を変更した場合は届出の必要があり、届出に基づき登録証を交付する	廃棄物再生事業者の登録の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	20 条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	22 条 1 号	廃棄物指導課	0	0	1
27	小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務	小規模産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は許可を受け、申請に基づいて審査を行って許可する	許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	12 条 1 項	千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則	15 条 5 項	廃棄物指導課	0	0	1
28	青少年健全育成条例の自動販売機等設置届出に関する事務	特定の目的のため自動販売機等を設置しようとする者は届出を行う必要があり、届出に基づいて台帳を作成し、管理する	自動販売機等設置届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	青少年健全育成条例	14 条	青少年健全育成条例施行規則	3 条	県民生活課 地域振興事務所	2	2	6



番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
29	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例の訴訟費用に充てる資金の貸付けに関する事務	訴訟費用に充てる資金の貸付けを受けようとする者は貸付けの申請を行う必要があり、審査を行って貸付けの決定を行う	貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例	28 条	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則	5 条	県民生活課	0	0	2
30	採石業の登録に関する事務	採石業を行おうとする者は登録を受ける必要があり、申請に基づいて審査し、登録簿に登録する	登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	採石法	32 条	採石法施行規則	8 条 2 項	保安課	1	1	19
31	採石業の変更の届出に関する事務	採石業者が登録事項に変更があった場合は届出の必要があり、届出に基づいて審査し、登録簿に登録する	採石業の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	採石法	32 条の 7 1 項	採石法施行規則	8 条の 4 2 項	保安課	5	5	19
32	砂利採取業の登録に関する事務	砂利採取業を行おうとする者は登録を受ける必要があり、申請に基づいて審査し、登録簿に登録する	登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	砂利採取法	3 条	砂利採取業者の登録等に関する規則	2 条 2 項	保安課	5	5	19
33	砂利採取業の変更の届出に関する事務	砂利採取業者が登録事項に変更があった場合は届出の必要があり、届出に基づいて審査し、登録簿に登録する	砂利採取業の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	砂利採取法	9 条 1 項	砂利採取業者の登録等に関する規則	5 条 2 項	保安課	34	10	19
34	高圧ガスの製造の許可に関する事務	高圧ガスの製造をしようとする者は許可を受ける必要があり、申請に基づいて審査し、許可書を発行する	許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	高圧ガス保安法	5 条 1 項	申請・届出の手引き	5 ページ	保安課	21	0	1
35	高圧ガス保安法の第一種貯蔵所の許可に関する事務	高圧ガスを貯蔵しようとする者は、許可を受ける必要があり、申請に基づいて審査し、許可書を発行する	許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	高圧ガス保安法	16 条 1 項	申請・届出の手引き	17 ページ	保安課	3	0	1
36	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理に関する事務	自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その旨知事に通知する必要があり、通知に基づいて名簿に登録する	開始の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査	電気工事業の業務の適正化に関する法律	17 条の 2 1 項	電気工事業者の事業開始通知についての手引き		保安課	1	0	2
37	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知事項に係る変更の通知の受理に関する事務	自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知事項に変更があったときは届出の必要があり、届出に基づいて名簿を変更する	変更の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査	電気工事業の業務の適正化に関する法律	17 条の 2 4 項	なし		保安課	1	0	2
38	建設業者の自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理に関する事務	建設業者が自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したときはその旨知事に通知する必要があり、通知に基づいて名簿に登録する	開始の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査	電気工事業の業務の適正化に関する法律	34 条 5 項	電気工事業者の事業開始通知についての手引き		保安課	1	0	2
39	建設業者の電気工事業の開始等の届出に関する事務	建設業者が電気工事業の開始等をしたときは届出をする必要があり、届出に基づいて登録簿へ登録する	登録に係る事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	電気工事業の業務の適正化に関する法律	34 条 4 項	建設業者の電気工事業開始届についての手引き		保安課	100	30	2
40	土採取業の登録に関する事務	土採取業を行おうとする者は登録を受ける必要があり、申請に基づいて審査し、登録簿へ登録する	登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県土採取条例	2 条の 2	千葉県土採取条例施行規則	1 条の 2 2 項	保安課	3	3	0
41	土採取業の変更の届出に関する事務	土採取業者は登録事項に変更があったときは届出の必要があり、届出に基づいて登録簿に登録する	土採取業の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	千葉県土採取条例	2 条の 7 1 項	千葉県土採取条例施行規則	1 条の 5 2 項	保安課	6	3	0
42	家畜人工授精師の免許に係る講習会に関する事務	家畜人工授精師となろうとする者は知事の講習会を受講する必要があり、受講の申請に基づき審査し、受講を決定する	講習会の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	家畜改良増殖法	16 条 2 項	なし		畜産課	40	40	1
43	里山活動協定の認定に関する事務	里山活動協定が適当である旨の認定を受けようとする者は、認定の申請をする必要があり、審査をして認定書を発行する	認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例	16 条 1 項	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例施行規則	4 条 2 項 4 号	農林水産部森林課 林業事務所×3か所	10	10	0
44	里山活動協定の変更の認定に関する事務	認定を受けた里山活動協定を変更する場合は知事の認定を受ける必要があり、申請に基づいて審査し認定書を発行する	認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例	18 条 1 項	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例施行規則	5 条 2 項 2 号		2	2	0



番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
45	漁業の免許に関する事務	漁業権の設定を受けようとする者は免許を受ける必要があり、申請に基づき審査し免許する	免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	漁業法	10 条	水産庁通知		水産課、 水産事務所×3か所	150	0	1
46	造成宅地等に関する権利の処分の承認に関する事務	新住宅市街地開発法の造成宅地等に関する権利を処分する場合は承認を受ける必要があり、申請に基づいて審査して承認する	承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	新住宅市街地開発法	32 条 1 項	「なし」 手続きの過程で （「該当物件住所」 ≠「申請者の住所」 の場合のみ住民票 添付を求めている。 ）」		都市計画課	40	32	1
47	屋外広告業の登録に関する事務	屋外広告業を営もうとする者は登録を受ける必要があり、申請に基づいて審査し、登録簿へ登録する	登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	千葉県屋外広告物条例	第 17 条の 2 1 項, 3 項	千葉県屋外広告物条例及び千葉県屋外広告物条例施行規則	第 17 条の 3 2 項, 規則 20 条 1 項 5 号	県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進室	277	21	12
48	恩給の請求に関する事務	千葉県恩給条例が適用される者から恩給の請求があったときは、請求内容を審査し、裁定する。	給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答	千葉県恩給条例	34 条, 34 条の 35 条	千葉県恩給条例施行規則	8 条	福利課年金班	1	1	9
49	恩給の給付を受ける権利に係る申出若しくは届出に関する事務	恩給受給者が受給権消滅事由に該当したときに、その旨を県に届け出て、その事実を確認する	給付を受ける権利のに係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査	千葉県恩給条例	13 条	恩給条例(恩給条例施行規則 22 条の 2)	9 条	福利課年金班	1	1	9
50	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出に関する事務	衆議院小選挙区選出議員の選挙に立候補しようとする者は届出をする必要があり、届出の受け付けを行う	立候補の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	公職選挙法	86 条	なし		選挙管理委員会	51	51	5
51	衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出に関する事務	衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙に立候補しようとする者は届出をする必要があり、届出の受け付けを行う	立候補の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	公職選挙法	86 条の 4	なし		選挙管理委員会	161	161	5
52	漁業法 94 条で準用する公職選挙法 86 条の 4 の届出に関する事務	海区漁業調整委員会の委員に立候補しようとする者は届出をする必要があり、届出の受け付けを行う	立候補の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	漁業法	94 条	なし		選挙管理委員会	9	9	3

◆行政の効率化を図る事務（7 類型 39 事務）

類型 1 調査権について根拠条文がある事務（8 事務）

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	地方税法の嘱託を受けた徴収金の徴収事務	他の都道府県から地方税の徴収の嘱託があった場合に、嘱託に係る納税者等の所在を調査して引き受け難い場合を除き受託する	嘱託を受けた徴収金の徴収の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	地方税法	20 条の 4	県税事務処理提要		各県税事務所等（16 か所）	0	0	36
2	県税の調査に関する事務	自動車税の納税通知書が返戻された場合に納税義務者の住所を調査する等県税に関する調査	地方税に関する調査の対象となる規則で定める者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	地方税法	2 条 20 条の 11	県税事務処理提要		各県税事務所等（16 か所）	80000	80000	36
3	恩給の給付を受ける権利を有する者等の調査に関する事務	恩給受給者に係る受給権の存否の調査を適正に行うため、受給者から住所等の変更届を受領し、事実を確認する	給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県恩給条例	9 条の 2	恩給条例施行規則	22 条	総務ワークステーション	15	15	34
4	恩給の給付を受ける権利を有する者等の調査に関する事務	恩給受給者に係る受給権の存否の調査を適正に行うため、受給者から住所等の変更届を受領し、事実を確認する。	給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県恩給条例	9 条の 2	恩給条例施行規則	22 条	福利課年金班	17	17	9
5	放置違反金の納付命令に関する事務	放置車両に係る放置違反金の納付命令を郵送した場合において住所不明で返戻されたときに所在を調査する	納付命令を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	道路交通法	51 条の 4 4 項			交通指導課	23712	868	2
6	放置違反金の納付命令に係る弁明の機会の付与の通知に関する事務	放置違反金の納付命令前に弁明の機会付与の通知を郵送した場合において住所不明で返戻されたときに所在を調査する	弁明の機会の付与の通知を受ける者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	道路交通法	51 条の 4 6 項			交通指導課	85255	9574	2
7	放置違反金の督促に関する事務	放置違反金の納付命令後、納付期限を経過したものに督促状を郵送した場合において住所不明で返戻されたときに所在を調査する	督促の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	道路交通法	51 条の 4 13 項			交通指導課	15672	668	2
8	放置違反金等の徴収に関する事務	放置違反金の督促後、地方税の滞納処分例により徴収する場合において徴収の対象者の所在を調査する	徴収の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	道路交通法	51 条の 4 14 項			交通指導課	5169	5169	2
合計									209840	96311	

類型 2 執行機関が処分を行うために住民票が必要な事務（4 事務）

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	宗教法人法の財産目録等の提出に関する事務	宗教法人は財産目録等の写しを提出する必要があり、怠った場合裁判所が過料処分を行うが、事件通知を行うため役員の調査をする	宗教法人法第 25 条第 4 項の提出に係る宗教法人の代表役員の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	宗教法人法	25 条 4 項	なし		学事課	100	10	5
2	未登記の特定非営利活動法人に係る認証の取消しに関する事務	設立の認証後 6 月を経過しても登記しない場合に設立の認証を取り消すことができるが、対象となる者の氏名と住所を確認する	設立の認証を受けた者の氏名又は住所の変更の事実の確認	特定非営利活動促進法	13 条 3 項	なし		県民交流・文化課	40	40	0
3	特定非営利活動法人に係る認証の取消しに関する事務	改善命令違反等において認証取消を行う場合、督促や聴聞の通知を行うが、宛先不明の場合があるため代表者の住所等を確認する	改善命令に違反した特定非営利活動法人の代表者の氏名又は住所の変更の事実の確認	特定非営利活動促進法	43 条			県民交流・文化課	50	50	0
4	特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の過料に関する事務	特定非営利法人の義務違反に対して役員に裁判所が過料処分を行うが、事件通知を行うため役員の氏名、住所等の調査をする	第 49 条に該当する特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の氏名又は住所の確認	特定非営利活動促進法	49 条			県民交流・文化課	0	0	1
合計									190	190	

**類型3 給付を行うのに住民票が必要な事務（4事務）**

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づく特別給付金の支給に関する事務	特別給付金は10年毎に継続され請求が必要であり、前回請求時の住所に居住しているか確認して請求の案内を行う	支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	3条1項	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則	1条	健康福祉指導課	300	300	4
2	戦傷病者手帳の記載事項変更の事実の確認に関する事務	郵送書類（戦傷病者乗車券類引換証請求書）が返戻された場合、転居又は死亡の事実を確認し、戦傷病者手帳変更届の提出を求める	戦傷病者特別援護法第4条の戦傷病者手帳の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	戦傷病者特別援護法	5条			健康福祉指導課	1	1	3
3	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に関する事務	特別給付金は10年毎に継続され請求が必要であり、前回請求時の住所に居住しているか確認して請求の案内を行う	支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	3条	なし		健康福祉指導課	1500	1500	4
4	戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	特別給付金は10年毎に継続され請求が必要であり、前回請求時の住所に居住しているか確認して請求の案内を行う	支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	3条1項	なし		健康福祉指導課	100	100	4
合計									1901	1901	

**類型4 債権の回収のために住民票が必要な事務（14事務）**

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	借受人は年1回の現況報告書の提出が必要であり、提出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う	修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例		なし		健康福祉部健康福祉指導課	300	20	9
2	母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	償還対象者は年1回の現況報告書の提出が必要であり、提出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う。	福祉資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	母子及び寡婦福祉法	13条1項, 32条1項	千葉県母子寡婦付福祉資金事務取扱要領	第4章第12	児童家庭課、健康福祉センター×13か所(住所追跡)	3633	3633	8
3	児童扶養手当の支給に係る過誤払による返還に関する事務	児童扶養手当の支給資格喪失後の手当受給分を過誤払債権として返還を求める際、所在不明者の住所の調査を行う	児童扶養手当の支給に係る過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	児童扶養手当法	4条1項			13健康福祉センター	132	15	6
4	保健師等修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	借受人は年1回の現況報告書の提出が必要であり、提出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う。	修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県保健師等修学資金貸付条例	6条			医療整備課	100	20	2
5	理学療法士等修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	返還決定後の滞納者について督促を行った際、宛先不明者について住所等を調査する	修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例	5条			医療整備課	8	3	2
6	自治体病院医師確保研修資金等の貸付けに係る債権の回収に関する事務	借受人は年1回の現況報告書の提出が必要であり、提出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う	研修資金等の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県自治体病院医師確保研修資金等貸付条例	6条			医療整備課	11	11	2
7	医師修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	返還や各種届出がされない場合に督促を行うが、宛先不明者について住所等を調査する	修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県医師修学資金貸付条例	5条			医療整備課	52	不明	2
8	特例医師修学資金等の貸付けに係る債権の回収に関する事務	借受人は年1回の現況報告書の提出が必要であり、提出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う	修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	千葉県医師修学資金及び看護師修学資金特例貸付条例	5条			医療整備課	12	0	2
9	中小企業高度化資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	中小企業高度化資金の債権の回収を行うため、債務者及び連帯保証人等の所在調査を行う	貸付けを受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	独立行政法人中小企業基盤整備機構法	15条1項3号ロ, ハ			経営支援課	23	0	5



番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
10	中小企業近代化資金の貸付に係る債権の回収に関する事務	中小企業近代化資金の債権の回収を行うため、債務者及び連帯保証人等の所在調査を行う	貸付けを受けた者若しくは連帯保証人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	改正前の中小企業近代化資金等助成法	3条1項1号			経営支援課	12	5	5
11	青年就農給付金の返還に関する事務	青年就農給付金の給付後就農しない場合等における当該給付金の返還をさせるため、対象者及び連帯保証人の所在調査を行う	給付を受けた者又は連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	青年就農給付金交付要綱				担い手支援課	H24 新規		
12	病院の料金の徴収に関する事務	県立病院の診療費に係る自己負担分の未収金について、督促、強制執行等の措置をこじため、氏名、住所等を確認する	徴収を受ける者又はその保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	千葉県病院事業の設置等に関する条例		未収金取扱要領		精神科医療センターほか6病院	330	100	6
13	定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与に係る債権の回収に関する事務	借受人は転居した場合、届出が必要であり、届出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う	借受人又はその連帯保証人の氏名又は住所の確認	千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例	9条	内規		財務施設課	11	5	4
14	奨学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務	借受人は転居した場合、届出が必要であり、届出がない場合督促を行い、宛先不明の場合居所の確認を行う	借受人又はその連帯保証人の氏名又は住所の確認	千葉県奨学資金貸付条例	8条	内規（千葉県奨学資金債権回収マニュアル）		財務施設課、県立学校110校（県立中学校は除く。）	276	50	8
								合計	4900	3862	

#### 類型5 違法行為の是正のため住民票が必要な事務（4事務）

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	不当景品類及び不当表示防止法の知事の指示、措置請求、報告徴収又は立入検査に関する事務	法に違反する事業者に係る指示又は措置請求を行う場合、報告徴収や立入検査ができるが、事業者の住所等を特定する必要がある	指示を受けるべき者、請求の対象となる者又は報告徴収若しくは立入検査の対象となる者の氏名又は住所の確認	不当景品類及び不当表示防止法	7条,8条1項	なし		県民生活課	数	数	1
2	特定商取引に関する法律の知事の指示又は命令に関する事務	苦情が寄せられる悪質な事業者に対し立入検査を行い、報告を求め、違反を確認した場合に、改善の指示又は業務の停止命令を行う	指示若しくは命令を受ける者又は報告徴収若しくは立入検査の対象となる者の氏名又は住所の確認	特定商取引に関する法律	7条,8条等	なし		県民生活課	数	数	1
3	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例の知事の調査、勧告等又は立入調査に関する事務	苦情が寄せられる悪質な事業者に対し立入検査を行い、報告を求め、違反を確認した場合に、業務の改善指導又は勧告を行う	調査、勧告等又は立入調査を受ける者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認	千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例	22条1項,23条1項,35条1項	なし		県民生活課	数	数	1
4	特定非営利活動法人に対する改善命令に関する事務	特定非営利活動法人が法令に違反した場合、改善命令を行うことができるが、宛先不明の場合があるため代表者の住所等を確認する	改善命令を受ける特定非営利活動法人の代表者の氏名又は住所の変更の事実の確認	特定非営利活動促進法	42条			県民交流・文化課	0	0	0
								合計	数	数	

#### 類型6 一定の資格確認・県の告示のため住民票が必要な事務（4事務）

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	土地改良区の役員就任等の届出に関する事務	土地改良区の役員が就任又は退任したときは届出を行う必要があり、届出に基づいて公告を行うため氏名、住所の確認を行う	役員就任等の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査	土地改良法	18条16項	なし		農業事務所×10か所	84	84	3
2	選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示に関する事務	選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者を選任した場合、当該者の氏名と住所を告示する必要があるため告示事項を確認する	告示に係る者の氏名又は住所の確認	公職選挙法施行令	81条	なし		選挙管理委員会	26	26	3



番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
3	漁業法施行令 9 条で準用する公職選挙法施行令 81 条の告示に関する事務	海区漁業調整委員会の委員の選挙に係る選挙長等を選任した場合、当該者の氏名等を告示する必要があるため告示事項を確認する	告示に係る者の氏名又は住所の確認	漁業法施行令	9 条	なし		選挙管理委員会	2	2	3
4	住民監査請求に関する事務	住民監査請求があったときは、請求人が住民であるかどうか確認する必要があるため、氏名、住所等を確認する	請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答	地方自治法	242 条 1 項	住民監査請求取扱要領	8 条 1 項	調整課	30	30	20
合計									142	142	

#### 類型7 県民の健康増進等社会に寄与するため住民票が必要な事務（1 事務）

番号	1 事務の名称	2 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用都道府県数
1	がん患者の状況の把握に関する事務	各医療機関からがん患者の登録票を提出してもらい、データベースに登録して集計し、がんの罹患・死亡・生存等の統計情報を得る	がん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	がん対策基本法 健康増進法	16 条			健康づくり支援課	26000	15000	3

#### ◆ 災害時における事務（1 事務）

番号	1 事務の名称	3 事務の概要	3 住基ネットを利用する事務の内容	4 事務及び添付の根拠				5 担当課（所）等	6 件数		
				事務の根拠	条項	添付の根拠	条項		事務件数	ネット利用件数	利用県数
1	災害時において知事が必要と認める場合における県民の安否の確認に関する事務	東日本大震災を踏まえ、市町村の住民基本台帳の滅失した場合など、災害時に知事が必要と認める場合における県民の安否の確認に関する事務において住基ネットの本人確認情報を利用する	県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供及び県民の安否の確認					危機管理課 市町村課			4

## 7 周知計画

本人確認情報の利用拡大については、以下のとおり周知を図ることにより、住民の理解を得ていく。

(1) 条例案策定まで（平成 24 年 7 月ごろ）

条例案骨子案についてパブリックコメントを実施

(2) 条例制定後（平成 25 年 1 月以降）

- ・ 県ホームページ、広報紙誌上で改正内容について周知
- ・ 各事務担当者主催の説明会等の場において周知